

土地改良 だより

発行：佐賀県土地改良事業
団体連合会

〒840-0811
佐賀市大財三丁目8番15号
「土地改良会館 4階」
TEL：0952-24-6268
FAX：0952-24-6221
URL（<http://saga-doren.or.jp/>）



（施設管理課職員による排水機場点検）



～Contents～

- ・第59回通常総会及び功労者表彰式の開催
- ・水土里ネットさがの役員紹介
- ・平成29年度農業農村整備事業関係予算
- ・水土里ネットさが職員体制
- ・全国水土里ネット表彰
- ・新規採用職員の紹介
- ・土地改良法の一部改正について
- ・案内、お知らせ

第59回通常総会開催

～水と大地と人のかけ橋～



第59回通常総会並びに第59回土地改良事業功労者表彰式を開催

平成29年2月13日(月)佐賀市内の「グランデはがくれ」において、当連合会第59回通常総会並びに第59回土地改良事業功労者表彰式を開催しました。当日は中倉政義 佐賀県議会議長をはじめ、山内勝彦 九州農政局地方参事官、御厨秀樹 佐賀県農林水産部長ほか多数の来賓を迎え、江里口秀次 副会長(小城市長)の開会挨拶、塚部芳和会長(伊万里市長)の主催者挨拶で開会しました。



(塚部芳和会長の挨拶)



(塚部会長と功労者表彰受賞者)

また、議事に先立ち土地改良事業功労者表彰が行われ、永年土地改良に携わり尽力された三日月土地改良区 合瀬健一 理事長、三養基西部土地改良区 石橋隆義 副理事長、佐賀東部土地改良区 古川敬次郎 理事、伊万里市土地改良区 春田義春 前理事、鹿島市土地改良区 池田好春 理事 5名の功労者へ塚部会長から表彰状及び記念品が授与されました。

◆本総会提出議案は次のとおり。

- 第1号議案・・・平成27年度事業報告及び一般・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 第2号議案・・・平成28年度一般・特別会計収支補正予算理事会専決処分の承認について
- 第3号議案・・・平成29年度賦課金の賦課基準及び徴収方法について
- 第4号議案・・・平成29年度役員の報酬について
- 第5号議案・・・平成29年度事業計画並びに一般・特別会計収支予算について
- 第6号議案・・・平成29年度運営資金一時借入並びに歳計現金預入先決定について
- 第7号議案・・・役員の補欠選任について





(議長を務める芦刈町土地改良区 平野理事長)

総会は議長に芦刈町土地改良区 平野泰造理事長が選任され議事に入り、第1号議案から第7号議案まで慎重審議の結果、全議案とも原案どおり承認可決され審議が終了しました。

最後に、農業・農村の維持並びに本県農業農村整備事業のより一層の推進を図るため、決議文を佐賀東部土地改良区 野中敏宏 事務局長が力強く朗読上程し、満場の拍手により採択決定され、田島健一 副会長(白石町長)の閉会挨拶で一切を終了しました。



(決議文を朗読上程する佐賀東部土地改良区 野中事務局長)



(閉会の挨拶 田島副会長)

決議

農業・農村は、本格的な人口減少社会の到来により、過疎化、高齢化、担い手不足等による農地の荒廃、農地・農業用水等の管理や営農の継続への影響が懸念される。このような中、国においては、新たな「土地改良長期計画」が決定し、産業政策としての「豊かで競争力ある農業」、地域政策としての「美しく活力ある農村」、この土台としての「強くてしなやかな農業・農村」を掲げ、各種施策を計画的に推進することとされている。

水と大地と人のかけ橋は、これまで培ってきた経験と技術を活用し、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していかねばならない。

更に、国が目指す施策の展開方向を踏まえ、土地改良事業の実施を通じて、高収益作物への転換、担い手の育成・確保、6次産業化等による農業所得の向上により力強い農業を実現し、食料の安定供給の確保に貢献していくとともに、農地・農業用水等の地域資源の保全管理、農村協働力の強化等を通じて、農業・農村の多面的機能の発揮に貢献していく覚悟である。

土地改良関係予算は、大幅削減前の平成二十一年度水準には達していないものの徐々に回復してきている。しかしながら、事業の計画的な実施を望む切実な声に応えるためには、当初予算による安定的な予算確保が不可欠である。

我々は農業・農村の振興に向け積極的に貢献していく所存であり、「闘う土地改良」の下、次の事項の実現を国並びに県当局に強く要請する。

記

- 一、土地改良関係予算を可及的速やかに平成二十一年度の水準に復活すること。特に、安定的・計画的な事業執行のため、平成二十九年当初予算においては、地域の要望を十分に満たす予算額を確保すること。
- 一、担い手への農地集積、生産コストの低減、高収益作物の生産等、農業の構造改革を加速化するため、農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の対策を一層推進すること。また、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約の推進に当たっては、農地整備事業との連携を強化するとともに、水と大地と人のかけ橋が有する技術、経験、水と大地と人のかけ橋システムなど持てる能力を十分発揮できるよう配慮すること。
- 一、農村地域の強靱化に資するよう、ため池を含む農業水利施設等の更新・長寿命化や耐震化、洪水被害防止等の防災・減災対策についても国が責任を持って着実に推進すること。
- 一、多面的機能支払制度による農地や水路、農道等の保全活動の推進に当たっては、十分な予算の確保を図るとともに、水と大地と人のかけ橋が有する技術、経験など持てる能力を十分活用し進めること。
- 一、構造改革の推進による組合員の減少や電気料金値上げなど、水と大地と人のかけ橋の運営基盤が大きく揺らいでいる中、今後とも担い手等のニーズに応える高度な施設の維持管理が行えるよう、水と大地と人のかけ橋の運営基盤を強化できる仕組みを取り入れること。

右決議する。

平成二十九年二月十三日

佐賀県土地改良事業団体連合会 第五十九回通常総会

水土里ネットさかの役員紹介

本会理事2名の退任に伴い、役員の補欠選任を行いました。
佐賀区域の後任には川副町土地改良区 江口善己 理事長が、東松浦区域の後任には唐津市 峰達郎 市長が本会理事に承認されました。
なお、任期は平成32年3月末となっております。



役職	氏名	区域	範囲	備考
理事11名				
会長	塚部 芳和	西松浦	伊万里市・西松浦郡	伊万里市長、伊万里市土地改良区理事長
副会長	江里口 秀次	小城	多久市・小城市	小城市長
副会長	田島 健一	杵島	武雄市・杵島郡	白石町長、白石土地改良区理事長
専務理事	副島 孝文	-	員外	学識経験者
理事	秀島 敏行	佐賀	佐賀市	佐賀市長、佐賀土地改良区理事長
理事	江口 善己	佐賀	佐賀市	川副町土地改良区理事長
理事	松本 茂幸	神埼	神埼市・神埼郡	神埼市長
理事	末安 伸之	三養基	鳥栖市・三養基郡	みやき町長
理事	峰 達郎	東松浦	唐津市・東松浦郡	唐津市長、上場土地改良区理事長
理事	谷口 太一郎	藤津	鹿島市・嬉野市・藤津郡	嬉野市長
理事	水川 一哉	杵島	武雄市・杵島郡	大町町長
監事3名				
総括監事	岸本 英雄	全県		玄海町長
監事	岩島 正昭	全県		太良町長
監事	合瀬 健一	全県		三日月土地改良区理事長

平成29年度農業農村整備事業関係予算

平成29年度当初予算については農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金(農業農村整備分)、農地耕作条件改善事業を合わせ、関係予算としては4,020億円を計上されており、平成28年度第2次補正予算では1,752億円を計上され、当初と補正を合計した額は5,772億円と予算の大幅削減された平成21年度並みに回復したことになりました。

これは、農業農村整備事業推進協議会が県をはじめ、県選出国會議員等へ要請を行い、その内容に耳を傾けていただき、尽力された結果だと考えています。

一方で補正予算については単年度限りの不安定なものであることから、今後はこの補正予算分が本予算枠に取り組まれるよう多方面から要請し、早期に実現する努力が必要と考えているところです。

さらには、今回の土地改良法の一部改正

(単位: 億円)

	28年度 予算額	29年度 概算決定額 A	(28年度第2次補正) 補正額 B	A+B
農業農村整備事業	2,962 -	3,084 (104.1%)	1,580 -	4,664 (157.4%)
農山漁村地域整備交付金 (農業農村整備分)	735 -	701 (95.3%)	- -	701 (95.3%)
農地耕作条件改善事業 (非公共)	123 -	236 (192.0%)	172 -	408 (332.1%)
計	3,820 -	4,020 (105.2%)	1,752 -	5,772 (151.1%)

※1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがあります。

※2. 下段()書きは28年度予算額との比率です。

※3. 28年度第2次補正額はTPP関連対策を含みます。

により、今後の農業農村整備の在り方を変える大きな動きになると考えています。
この大きな動きに対し、水土里ネットとして敏感に反応し対応できるようにならなければいけないと感じております。

水土里ネットさかの体制

平成29年4月1日現在

	担当部署	業務内容	協議会・委員会
総務部	総務企画課	総会、諸会議に関する事項 役員、会員及び渉外に関する事項 建議、要請、請願等企画立案に関する事項 一般賦課金、特別賦課金に関する事項 財務会計に関する事項 職員に関する事項 農家負担金軽減支援対策事業に関する事項	佐賀県農業農村整備事業推進協議会 佐賀県農家負担金軽減支援対策事業審査委員会
	換地用地課	換地事務に関する事項 用地買収等に伴う登記申請等に関する事項 受益農地管理強化推進事業に関する事項 土地改良法律相談に関する事項 土地改良区運営指導に関する事項 会報、情報の提供に関する事項 賦課金計算システムに関する事項 水土里情報利活用に関する事項 確定測量に係る指導、援助に関する事項	佐賀県受益農地管理強化推進委員会 佐賀県土地改良区対策委員会 佐賀県水土里情報利活用推進協議会
	農村整備課	土地改良事業の指導、援助等に関する事項 農業農村整備事業に係る調査・設計等に関する事項 会員の研修並びに技術向上対策に関する事項 技術支援に係る情報の収集及び企画立案に関する事項 小水力等再生可能エネルギーに関する事項 農業集落排水事業に係る調査、設計に関する事項 農業集落排水事業に係る施工監理に関する事項 建築事務所における建築物の設計、施工監理に関する事項	佐賀県小水力等発電推進協議会
	施設管理課	土地改良施設維持管理適正化事業に関する事項 基幹水利施設ストックマネジメント事業に関する事項 地域農業水利施設ストックマネジメント事業に関する事項 管理運営体制強化推進事業に関する事項 排水施設の保守点検に関する事項 農道台帳管理業務に関する事項	佐賀県管理運営体制強化委員会



総務企画課長



換地用地課長



農村整備課長



施設管理課長

水土里ネットさが 職員配置図
(平成29年4月1日)

(内訳)
局長 1名 係長 11名 男子職員 38名
部長 3名 主任 5名 女子職員 4名
課長 4名 技師 5名 合計 42名
課長補佐 9名 主事 1名 技師補 3名



1名
農地・水多面的
機能推進協議会
TEL 24-6267
FAX 24-6221
(兼)事務局長
喜多 誠
出向 部長
川崎 勝
(兼)係長
古川 秀一

小水力等発電
推進協議会
TEL 24-6269
FAX 24-6261
(兼)部長
永尾 智啓
(兼)係長
八木 隆之
(兼)主任
小森 将太郎



全国水土里ネット表彰式が開催されました

平成29年3月24日、東京都のシェンバッハ・サボーにおいて全国水土里ネット表彰式が開催されました。表彰式には山本農林水産大臣をはじめ、多くの来賓が訪れる中、全国各地から受賞者、関係者約600人が参集し執り行われました。

表彰式では全国水土里ネット 二階会長の主催者挨拶に続き、山本農林水産大臣、進藤都道府県水土里ネット会長会議顧問より祝辞をいただきました。

本県からは全土連会長表彰の金賞を白石土地改良区が受賞、銅賞を晴田土地改良区が受賞されました。



(進藤都道府県水土里ネット会長会議顧問の挨拶)



(全国水土里ネット 二階会長の挨拶)



(全土連会長表彰金賞 白石土地改良区)

水土里ネットさが 新規採用職員の紹介

New Face

なかしま かずや
中島 和哉

事業部 施設管理課



はじめまして。4月から施設管理課に配属となりました中島和哉です。

私の出身地の山内町は、黒髪山にちなんで黒シリーズという四季折々の黒い野菜がある所です。高校は、佐賀農業高校で三年間土木の勉強に励み、二年生のとき「測量士補」を取得することができました。

社会人になり、あっという間に一か月が経ったように感じます。

今はまだ未熟で、学ぶことの毎日ですが、一日でも早く仕事を覚え、地域の方々のために貢献できるように精一杯頑張っていきたいと思っています。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

New Face

さとう りょうや
佐藤 凌弥

事業部 農村整備課



はじめまして。この度、4月から農村整備課に配属になりました佐藤凌弥です。

私は佐賀県の端にある太良町大浦から佐賀市まで通勤していますが、正直なところ遠いです…(苦笑)。

本年度、学生から社会人になりましたが、まだまだ自分一人では次にすることが分からなかったり、失敗したり、間違えることもあります。経験を重ねて先輩に指導を受けて力を身に付けたいと思います。

今は未熟者ですが、これから先輩方に追いつけるように頑張りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

土地改良法の一部改正について

平成29年2月28日、第193回国会に提出された「土地改良法等の一部を改正する法律案」は、同日閣議決定され、5月19日の参議院本会議において賛成多数で可決、本法案は成立しました。なお、5月26日が公布日とされるので施行日は公布日から6か月後の本年11月となる見込みです。

(法案の趣旨)

本法律案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業及び農業用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業を創設する等の措置を講じようとするものです。

代表者変更や事務所移転等については届け出が必要です。



本会会員は代表者の変更及び所在地の変更、脱退があった場合は遅滞なく書面にて届け出ることとなっています。(定款規約第9条)
詳しくは総務企画課 庶務係へご連絡ください。
(Tel 0952-24-6268)

法案の概要

農用地の利用の集積の促進に関する措置 (土地改良法・農地中間管理事業法)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設
〔第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2〕

公共性・公益性の観点から、

- ① 農地中間管理機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあること
 - ② 農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること
 - ③ 担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 事業実施地域の収益性が相当程度向上すること
- 併せて、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

防災及び減災対策の強化に関する措置 (土地改良法)

- 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設
(第87条の4)

〔事業参加資格者の申請なく実施できることとし、その費用負担・同意は原則として不要〕

- 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化
〔第2条、第49条及び第87条の5〕

- 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け
(第2条)

事業実施手続の合理化に関する措置 (土地改良法・水資源機構法)

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止
(第85条)

- 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化
〔第48条、第85条の3及び第87条の2〕

- 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置
(第113条の2)

(法案の背景)

- 高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込です。その際、基盤整備が行われていない農地は、担い手が借り受けられないおそれがあります。
- 一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があります。
- 国・地方公共団体の判断による、用排水施設の耐震化事業が求められている中、施設の突発事故が年々増加しています。
- 以上のことから、農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するように、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要としています。

ふるさとの田んぼと水 子ども絵画展2017

2016
作品

作品募集



未来を担う子供たちの絵画をとおして、ふるさとの素晴らしさを発見し、水と土への関心を高めてもらうとともに、多くの人々に農業・農村の魅力を共感してもらうことを目的としています。

資格：小学生以下
締切：平成29年9月12日

問合せ先：水土里ネットさが
換地用地課

Tel 0952-24-6474

非補助農業基盤整備資金のご案内

土地改良区等が国からの補助を受けないで実施する土地改良事業・生産基盤整備事業等に対して日本政策金融公庫等が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資する資金です。

国の補助対象ではない事業（県又は市町単独補助事業）についても融資の対象となります。

利 率	融資時の利率は金融情勢により変動
償還期間	25年以内（うち措置期間10年以内）
貸付限度額	農家負担額（最低額50万円）

利率は

0.3%
(H29.6月現在)

<<融資用途の例>>

- かんがい排水やほ場整備、客土などの事業を実施し、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合の費用
- 農業集落排水事業の実施において、国等の補助金以外の受益者が負担する部分（トイレ、浴室、洗面所の改修費用）
- 土地改良区等が行う土地改良施設の維持管理事業に対して、揚排水機場・用排水路・フェンス等の設置又、土地改良区の事務所の建設、事務機器等の購入などの費用

土地改良施設賠償保険のご案内

近年、農村地域の混住化や自動車の増加に伴い、農道や用排水路等での事故は増加傾向にあります。

このような情勢を踏まえ、土地改良区や市町が管理している土地改良施設での、管理上の不備等が原因で第三者へ損害を与えた場合、その賠償に備えるための保険を推奨しています。

施設種別	保険料
農道	1,000mにつき60円
用排水路	1,000mにつき60円
溜池・貯水槽	1箇所につき250円
パイプライン	1,000mにつき600円



(支払限度額)

- ・身体障害：被害者1名につき1億円、1事故につき2億円
- ・財物損壊：1事故につき1,000万円

土地改良法律相談のご案内



近年、土地改良事業を取り巻く環境は施設の多様化や農村地域の都市化・混住化により諸問題等が複雑化・高度化してきています。こうしたことから、県土連では顧問弁護士に法律的な相談を取りまとめ、会員と一体になって問題解決へと努めていますのでぜひ、御活用ください。

相談日 : 可能な限り 随時対応します。
相談費用 : **連合会が負担**します。
弁護士 : 江崎法律事務所
担当課 : 換地用地課

<<これまでの主な相談内容>>

- ◎賦課金滞納処分に関する相談
- ◎土地改良区運営に関する相談
- ◎土地改良事業を遂行するために必要な相談

水土里ネットさが

佐賀県土地改良事業団体連合会

〒840-0811 佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号

(土地改良会館4階・5階)

総務企画課・・・[TEL]0952-24-6268 [FAX]0952-24-6221

換地用地課・・・[TEL]0952-24-6474 [FAX]0952-24-6473

水土里情報推進室・[TEL]0952-24-6273 [FAX]0952-24-6473

農地・水多面的機能推進協議会・・・[TEL]0952-24-6267 [FAX]0952-24-6221

(別館3階)

施設管理課・・・[TEL]0952-24-6270 [FAX]0952-24-6276

農村整備課・・・[TEL]0952-24-6269 [FAX]0952-24-6261

